

平成 27 年度～31 年度の収支見通しの前提について
(一定の前提に基づく機械的試算)

1. 5年収支見通しの主な前提

(1) 被保険者数等の見通し

- 「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽの被保険者数等の割合を一定とする。

(2) 総報酬額の見通し

- 次の3ケースを使用する。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
I 低成長ケース(注)×0.5	1.45%	1.4%	1.35%
II 0%で一定	0%	0%	0%
III 過去 10 年間の平均で一定	▲0.2%	▲0.2%	▲0.2%

(注) 低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(平成 26 年 1 月 20 日)」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(平成 26 年財政検証結果)」(平成 26 年 6 月)における低成長(ケース F～ケース H)にも用いられているものである。

(3) 保険給付費の見通し

- 医療給付費は、平成24年度から26年度の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用する。

70歳未満	1.5%
70歳以上75歳未満	0.4%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	（注）1.0%

（注）26年度の実績が明らかになっていないため、23～25年度平均の数字を示している。

26年度実績が明らかになれば、24～26年度平均を用いる予定。

- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用する。

2. 制度前提

- 平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の制度改正等については、試算に織り込む。但し、平成29年4月に予定されている消費税の引上げに伴う診療報酬改定の影響は織り込まない。

（参考）主な制度改正

- 標準報酬月額の上限引き上げ（28年度実施）
- 標準賞与額の上限引き上げ（28年度実施）

- 入院時食事療養の標準負担額の改正（現在1食260円、28年度から360円、30年度から460円）
- 協会けんぽの国庫補助率16.4%。但し、準備金が法定準備金を超える場合、新たに積み立てられる準備金の16.4%を国庫補助から減額（27年度実施）
- 後期高齢者支援金の総報酬割（27年度：1/2、28年度2/3、29年度以降：全額）
- 前期高齢者納付金における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の調整は、総報酬及び前期高齢者加入率を基に算定（29年度実施）
- 短時間労働者の適用拡大（28年10月実施）

3. 保険料率について

- 以下のケースについて試算を行う。
 - ① 現在の保険料率10%を据え置いたケース
 - ② 保険料率を引下げた複数のケース
 - ③ 均衡保険料率